

(写)

学 通 第 1 号
令和 3 年 8 月 6 日

福岡市教育委員会 様

福岡市立学校通学区域審議会
会 長 高妻 紳二郎



通学区域の設定について（答申）

令和 3 年 8 月 5 日付、教通区第 4 2 号で諮問を受けた標記の件については、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

本審議会は、通学区域の基本方針を踏まえ、諮問事項について、学校や関係地域の実情等を勘案し、慎重に審議した結果、次のとおり通学区域の設定を行うことが適当であるとの結論を得たものである。

西都地区新設小学校（仮称）通学区域の設定について

設定内容

- (1) 西都地区新設小学校（仮称）（以下「新設小学校」という。）の通学区域は、次の区域をもって設定する。
 - ア. 西都小学校の通学区域のうち、
西都一丁目、北原一丁目、下記①②を除く国道 202 号線以北の大字徳永
①1048 番地 3、1048 番地 4、1049 番地 3、1049 番地 4、1049 番地 6、1050 番地 1、1050 番地 9
②901 番地、902 番地 1、905 番地 3、1052 番地 1、1052 番地 2、1052 番地 3、1052 番地 5
 - イ. 元岡小学校の通学区域のうち、
石崎隣組の範囲（大字田尻 45 番から 103 番、130 番から 160 番及び 2568 番から 2714 番（2570 番 12 を除く）。）
- (2) 新設小学校の通学区域は、元岡中学校区とする。

実施時期等

- (1) 小学校区については、新設小学校開校時の令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
ただしその時点で元岡小学校の 6 年生に在籍する児童については、卒業まで元岡小学校に通学できるものとする。
- (2) 中学校区については、新設小学校の児童が卒業し、中学校へ進学する令和 6 年 4 月 1 日から実施する。